平成２６年（フ）第１３６７号
福岡市城南区東油山１丁目14番21―503号
債務者　山住　絵里
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６８号
福岡市西区今宿２丁目４番12―301号
債務者　木下　隆司
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６９号
福岡市博多区西月隈３丁目23番４―102号
債務者　藤山　弘喜
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３７６号
福岡市早良区室住団地８番206号
債務者　龍　賢次郎
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８１号
福岡市早良区早良５丁目13番３―209号
債務者　井上　朝美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８２号
福岡市東区箱崎１丁目21番13―101号
債務者　高倉　　悠
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８３号
福岡市南区高宮１―６―２　アルペローブ平尾402、住民票上の住所福岡県嘉麻市口春225番地
債務者　勝山　佳子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８７号
福岡市西区愛宕１丁目31番22号
債務者　生島喜美子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８８号
福岡市東区松島１丁目10番21号
債務者　牧迫　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３９２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋772番地１　クレール吉田305号
債務者　吉田　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０１号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目８番１―101号
債務者　多田　詔子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０２号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目８番１―101号
債務者　多田　育弘
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４０９号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目23番12号
債務者　原口　晃子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２０号
福岡市南区長住６丁目５番29号
債務者　田井　紘一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２３号
福岡市南区横手４丁目１番４号
債務者　吉武　美架
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２４号
福岡県筑紫野市大字永岡976番地１　牧病院内
債務者　阿南　清近
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２７号
福岡市西区愛宕１丁目５番11―201号
債務者　木村　泰則
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２８号
福岡市早良区田村４丁目５番７―205号
債務者　大野しのぶ（旧姓淵上）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部